

9

第9回総会議事録

(令和6年3月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第9回総会 議事録	
日 時	令和6年3月25日（月曜日）14時00分～16時14分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 14名 出席農業委員数 11名 欠席農業委員数 3名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第2号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第3号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第4号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第6号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第7号議案 令和7年度税制改正要望について</p> <p>第8号議案 「令和7年度農林業施策並び予算に関する要望」及び「令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について</p> <p>第9号議案 令和6年度最適化活動の目標の設定等について</p> <p>第10号議案 令和6年度生産緑地追加指定仮申出地区の農地等への該当について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地放題3条の3の規定による届出に対する取り下げについて</p> <p>3 その他</p> <p>盛土規正法の適用に向けた対応について 人・農地プランについて</p>

審議結果	<p>第 1 号議案 26 号 許可相当 27 号 許可相当</p> <p>第 2 号議案 27 号 承認 28 号 承認 29 号 承認</p> <p>第 3 号議案 57 号 承認 58 号 承認 59 号 承認 60 号 承認</p> <p>第 4 号議案 11 号 承認 12 号 取下げ</p> <p>第 5 号議案 12 号 承認</p> <p>第 6 号議案 戸塚 146 承認 瀬谷 216 承認</p> <p>第 7 号議案 承認</p> <p>第 8 号議案 承認</p> <p>第 9 号議案 承認</p> <p>第 10 号議案 2002 承認 2004 承認 2003 承認</p>
	議 事
事務局 議長	<p>(開会 14 時 00 分)</p> <p>農業委員会会議規則により北村会長が欠席のため、矢島職務代理者が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p> <p>第 9 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 11 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 9 回総会を開会いたします。議事録</p>

	署名人は、石井勝委員と金子委員にお願いします。
事務局	本日は審議の前に、盛土規制法の適用に向けた対応について建築局より説明があります。 ＜盛土規制法について説明＞
建築局宅地審査課	
議長	それでは議題に入らせていただきます。 第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井豊委員	＜第1号議案第26号を朗読＞ 飯田北いちょう小学校から北東に約280mの振興白地1筆です。 譲受人が土地を取得し、駐車場として整備するものです。 譲受人は、隣接する土地を駐車場及び資材置場として使用していますが、所有する車両を置ききれないため、取引先の駐車場の一部を使用貸借し、重機を置いています。しかし、盗難や事故による破損に対する保証がなく、また分散して管理しているために効率が悪いことから、今回の申請に至りました。 申請地は、現在使用している事業用地に隣接している上、事業用地と道路との間にあるため、転用することにより、駐車スペースを確保しやすくなる場所です。申請地は計画に必要最低限の面積となっています。 申請地の東側は道路、西側は駐車場及び資材置場、南側は事業用地内通路、北側は事業用地です。 周囲の境界は囲いはせず、既存の単管パイプは撤去します。 場内は舗装や転圧はせず、土のまま整地、雨水は場内で自然浸透させ、処理します。 周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。 御質問はありませんか。なければ採決を行います。
議長	第1号議案第26号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案第26号については、許可相当と決定します。
議長	次に、第1号議案第27号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝則委員 清水推進委員	＜第1号議案第27号を朗読＞ 議案の詳細については清水推進委員から説明します。 相鉄ゆめが丘駅から東へ約200m及び南東へ約250mの農振白地12筆2団地です。 譲受人が土地を賃借し、駐車場として整備するものです。 譲受人は横浜駅周辺や相鉄線沿線を中心に開発事業を手がけており、現

在相鉄ゆめが丘駅前で大型商業施設「ゆめが丘ソラトス」の建設を行っています。施設敷地内にも施設利用者向け駐車場を設ける計画ですが、同規模施設と比較した時に不足が見込まれる台数分の駐車場を必要としています。

また、ゆめが丘駅前の開発計画の一環で近隣に開業する「ゆめが丘総合病院」の施設利用者および医療従事者を対象とした駐車場も必要としていることから、2施設分の必要最低限の駐車台数を確保するため、申請地の転用を行うものです。

転用後は日本パーキング株式会社に管理委託し、コインパーキング及び月極駐車場の形態で利用する予定です。

北側駐車場について説明します。

申請地の東側は樹林地及び墓地、西・南側は道路、北側は畠及び道路となっています。転用区域外の残農地については駐車場内部に鍵付きの門扉を設け、土地所有者が転用以前と同様に耕作を継続します。

外周は新設のガードレールまたはメッシュフェンスで囲い、場内は透水性アスファルト舗装を行った上で敷地外に雨水が流出しないよう、外縁部にアスカーブを施工します。雨水は浸透管及び浸透枠を通し、既存側溝に接続して処理します。隣接農地に被害を与えない位置に照明灯を9か所設置します。

次に、南側駐車場について説明します。

申請地の東・西・北側は道路、南側は駐車場となっています。

外周は新設ガードレール及び既設コンクリートパネル並びに既設重力式擁壁を設置します。場内は碎石舗装を行い、出入口部分のみ透水性アスファルト舗装を施します。雨水は浸透管及び浸透枠を通し、既存側溝に接続して処理します。隣接農地に被害を与えない位置に照明灯を3か所設置します。

共通して、造成工事に際し、両方の駐車場で切土・盛土を行います。申請地外へ土砂の搬入出はなく、南北の工事現場間のみで土砂の移動が発生する見込みです。御審議をお願いします。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第27号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第1号議案第27号については、許可相当と決定します。

議長 次に、第2号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。第27号と第28号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。

<第2号議案第27号、第28号を朗読>

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

事務局

鈴木宏委員

小宮推進委員	深谷小学校から東に約 190m の農振白地 1 筆です。少なくとも昭和 45 年には隣接の寮の広場として利用されており、その後、事務所等の建物を建て資材置場として貸していました。事業者が立ち退く際建物は取り壊し、砂利敷きの更地として現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
小宮推進委員	続きまして第 28 号については、深谷小学校から東に約 200m の農振白地 1 筆です。少なくとも昭和 45 年には隣接の寮の広場として利用されており、その後月極駐車場として利用しており現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第 2 号議案第 27 号及び第 28 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 2 号議案第 27 号及び第 28 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 2 号議案第 29 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 2 号議案第 29 号を朗読>
田中委員	地下鉄舞岡駅から北東に約 220m の調整白地 5 筆です。少なくとも昭和 50 年には資材置場として利用されており、その後、10 年以上前から資材置場として 2 社に賃貸して現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第 2 号議案第 29 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 2 号議案第 29 号については、承認と決定します。
議長	次に第 3 号議案「相続税の納税猶予に関する引き継ぎ農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。第 57 号及び第 58 号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 3 号議案第 57 号、第 58 号を朗読>
宮森委員	永谷小学校から北へ約 300m の生産緑地 10 筆 1 団地です。主に植木を生産している他、ニンニク、エシャロット等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
大山推進委員	上柏尾町についても肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
宮森委員	続きまして、第 58 号については、永谷小学校から北へ約 300m の生産緑地 1 筆です。タケノコ、植木苗を栽培しており、肥培管理は良好です。御

	審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。 第3号議案第第57号及び58号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案第57号及び第58号については、承認と決定します。
議長	次に第3号議案第59号及び第60号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第59号及び第60号を朗読>
石井勝委員	第59号は第二和泉原こ線橋交差点から東へ約200mの農振白地3筆です。 第60号も同じく第二和泉原こ線橋交差点から東へ約200mの農振白地2筆です。共に植木を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第3号議案第59号及び第60号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案第59号及び第60号については、承認と決定します。
議長	次に第4号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。第11号及び第12号を合わせて事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第11号及び第12号を朗読>
廣瀬委員	第12号については工期の見直し等があり、工事施工業者の都合で取下願を受理したため、取り下げといたします。
小川推進委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。 県立横浜ひなたやま支援学校から北へ約50mの農用地1筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入れ替えをするものです。工期は令和6年3月27日から令和6年9月30日を予定しています。御審議をお願いします。
石井豊委員	当該農地の仕上がりは既存の農地からどれくらいの高さになるのでしょうか。
小川推進委員	2mの入れ替えとなっておりますが、だいたい1m70cmくらい掘って既存から30cmくらい高くなる計画になっています。
石井豊委員	そんなに排水の悪い所とは私は思っていないのですが、私も土を入れることがあります。不許可というわけではなくて、上に載せるだけだと問題ないですが、1mくらい掘って転圧しそうるとそこで水が抜けなくなります。ですから排水が良くなるかは工事の方法でだいぶ変わるので、重機が乗るとそこは乾かなくなるので、農業委員会でここまで言うかはどうか

	として、注意した方が良いと思います。
議長	他に御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第4号議案第11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第11号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第12号を朗読>
森委員	議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	桂坂公園から北東へ約90mの生産緑地10筆です。主に露地野菜や果樹を栽培していましたが、令和4年に心不全をおこしたため、その後は家族に耕作の指示をして管理をしていました。しかし令和5年5月に亡くなられました。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5議案12号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第12号については、承認と決定します。
議長	次に第6号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案 戸塚146及び瀬谷216を朗読>
議長	よろしくお願ひします。
議長	次に、第7号議案「令和7年度税制改正要望について」を審議します。
事務局	事務局から説明をお願いします。
<第7号議案を朗読>	3月末日までに、神奈川県農業会議に提出します。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第7号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第7号議案については、承認と決定します。
議長	次に、第8号議案「令和7年度農林業施策並び予算に関する要望」及び「令和7年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」についてを審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局	<第8号議案を朗読> 4月末日までに、横浜市農業委員会連合会及び神奈川県農業会議に提出いたします。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第8号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第8号議案については、承認と決定します。
議長	次に、第9号議案「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第9号議案を朗読>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第9号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第9号議案については、承認と決定します。
議長	次に、第10号議案「令和6年度生産緑地追加指定仮申出地区の農地等への該当について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第10号議案 2002、2004、2003について朗読>
根本委員	議案の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。
鈴木勇次推進委員	2002について、氷取沢町は、西富岡小学校から西に約500mの2筆、能見台は西富岡小学校から西に約430mの2筆です。緑地機能を補完するもので、露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
石井勝則委員	2004については、伊勢山小学校から東に約150mの1筆です。緑地機能を補完するもの。ダイコン、ネギなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
金子委員	2003については相沢小学校から北西に約450mの3筆1団地です。既存生産緑地の一体化・整形化を図るもので、露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第10号議案 2002、2004、2003について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第10号議案 2002、2004、2003については、承認と決定します。
議長	次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 議長	<報告事項第1号から第4まで一括で報告> 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局から お願いします。
農政推進担当 議長	<人・農地プランについて> 以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問 はありますでしょうか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第9回総会を閉会といた します。
	(閉会 16時14分)

令和6年3月25日開催 第9回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豪	会長	欠席	議長
2	矢島 寛	会長職務代理者	出席	
3	森 雅則		出席	
4	田中 豊		出席	
5	石井 勝		出席	議事録署名人
6	金子 秀喜	連合会理事	出席	議事録署名人
7	石井 勝則		出席	
8	奥村 玄		欠席	
9	石井 豊		出席	
10	根本 和正	連合会理事	出席	
11	安西 八幸		欠席	
12	宮森 和之		出席	
13	鈴木 宏	連合会理事	出席	
14	廣瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮藤 正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、小林事務職員、石井技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、幡野事務職員、山本(玲)事務職員
農政推進担当：畠山技術職員